

JAB RL331-2010（5月21日公表改定案）に対するコメント

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	佐々波浩一	6. 項 1)	全行	T	この原案では、不確かさ全体に対する設備の校正の寄与分がごくわずかである場合でもトレーサビリティを要求している。しかし6.2項で試験所は、不確かさ全体に対する設備の校正の寄与分がごくわずかである場合はトレーサビリティが要求されていないので不整合である。	下線部を追加する。 1) 試験・校正に該当する測定量の測定に使用される設備、又は試験校正結果が複数の測定量の組立てによって得られる場合は組立てに使用するすべての測定量の測定に使用される設備、 <u>但し、試験所においては6.2項で除外している「校正の寄与分がごくわずかであると確認されている」に該当する場合を除く、</u>	4件のコメントについてお礼申し上げます。 事務局としてコメントを参考にさせていただき、下記のように修正しました。 6. において“SI 単位にトレーサブルであることを実証することを要求する。”を、試験所を考慮し、“校正することを要求する”と変更しました。
2	佐々波浩一	6. 項 2)	全行	T	同上	下線部を追加する。 2) 試験・校正結果の補正を行う場合、その補正因子となる測定量の測定に使用される設備、 <u>但し、試験所においては6.2項で除外している「校正の寄与分がごくわずかであると確認されている」に該当する場合を除く、</u>	同上
3	佐々波浩一	6.2 項 注1	1～4 行	T	この原案では、「ごくわずか」と判定するためには、校正を	注1の第1文を削除する。 注1 “校正の寄与分がごくわず	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					行わなかった場合の不確かさを推定して判定することを要求しているが、これは校正を行わない試験所に対してだけ要求すべきである。例えば認定シンボルのない校正を定期的実施して「ごくわずか」であることを確認している試験所に対して、校正を行わなかった場合の不確かさの推定を要求することは過剰要求である。	かである”とは、校正の不確かさの寄与分が全体の不確かさに比べてごくわずかであるとともに、校正を行わなかった場合の全体の不確かさと校正を行った場合の全体の不確かさを比べて、校正を行った寄与がごくわずかである場合とする。“ごくわずか”とは、全体の不確かさの 0.3 倍未満と考えられる。	6.2 項については、内容の変化を伴う修正を行わず、改定案から撤回します。
4	佐々波浩一	6.1.1 項	最後 から 4 行 目	T	この原案では、「次の校正等が認められる。」とあるが、「何」と認められるのかわからない。	下線部を挿入する。 このほか、次の校正等が、 <u>国家計量標準による校正及びそれにトレーサブルな校正等と同等と認められる。</u>	6.1.1 項については、内容の変化を伴う修正を行わず、改定案から撤回します。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。